

令和 4年 第0003号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者 日本一郎 の囑託により、後記証人2名の立会いの下に、遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の長女 日本和子（昭和40年5月4日生）に相続させる。

(不動産の表示)

ア 土地

所 在 千葉県千葉市中央区富士見一丁目  
地 番 1番1  
地 目 宅地  
地 積 100・00平方メートル

イ 建物

所 在 千葉県千葉市中央区富士見一丁目1番1  
家屋番号 1番1  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺2階建  
地 積 100・00平方メートル  
床面積 1階 60・00平方メートル  
2階 50・00平方メートル

第2条 遺言者は、遺言者の有する下記預貯金を、遺言者の妻 日本良子（昭和20年2月2日生）に相続させる。

ア 千葉銀行 千葉支店 普通預金  
口座番号 1111111

イ 千葉興業銀行 千葉支店 定期預金  
口座番号 2222222

第3条 遺言者は、前各条に記載した財産以外の、遺言者の有する動産その他一切の財産を、遺言者の長男 日本和夫（昭和39年3月9日生）に相続させる。

第4条 遺言者は、祖先の祭祀の主宰者として、長男 日本和夫 を指定する。

第5条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 千葉県習志野市鷺沼台4丁目4番26-1号  
職 業 司法書士  
氏 名 千坂英輝  
生年月日 昭和48年1月4日

2. 遺言執行者は、遺言者の不動産、預貯金、有価証券その他の債権等遺言者名義の遺産のすべてについて、遺言執行者の名において名義変更、解約等をする権限その他この遺言を執行するため必要な一切の権限を有するものとする。なお、この権限の行使に当たり、ほかの相続人の同意は不要である。
3. 遺言執行者は、必要なとき、他の者に対して、その任務の全部又は一部を行わせることができる。

第6条 附言事項

遺言をするにあたり、一言申し述べておきます。  
相続が円満円滑に行われるようにと思い、遺言書を残しましたので、皆様が協力して、手続を行っていただけるようお願いします。

以上

本旨外要件

住 所 千葉県千葉市中央区富士見一丁目1番1号  
職 業 会社員  
遺 言 者 日 本 一 郎  
昭和 20年1月1日生

上記は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明された。

住 所 千葉県習志野市鷺沼台4丁目4番26-1号  
職 業 司法書士  
証 人 千 坂 英 輝  
昭和48年1月4日

住 所 千葉県千葉市中央区富士見二丁目2番2号  
職 業 会社員  
証 人 司 法 花 子  
昭和50年5月5日

以上を遺言者及び証人に読み聞かせ、かつ閲覧させたところ、各自その筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

遺言者 日本一郎 ㊟

証人 千坂英輝 ㊟

証人 司法花子 ㊟

この証書は、令和4年5月4日、本公証人役場において、民法第969条第1号ないし第4号に定める方式に従って作成し、同条第5号に基づき、本公証人次に署名押印する。

〔役場所在地〕

千葉法務局 所属

公証人 千葉一郎 ㊟